



Title	1948年のフィンランド・ソ連条約の成立事情に関する覚書 (2)
Author(s)	百瀬, 宏; Momose, Hiroshi
Citation	スラヴ研究, 27, 81-104
Issue Date	1981
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/5113
Type	departmental bulletin paper
File Information	KJ00000113092.pdf



1948年のフィンランド・ソ連条約 の成立事情に関する覚書(2)

百瀬 宏

1. 問題の所在(第24号)
2. 背景
 - (i) YYA条約の予兆的諸事実
 - (ii) 1947年のフィンランドーソ連関係
3. ソ連の交渉提議とフィンランドの対応
 - (i) ソ連による交渉提議
 - (ii) フィンランドの交渉応諾(以上本号)
4. モスクワ交渉とYYA条約の成立
5. SKPの蜂起風聞とフィンランド内政
6. 結びにかえて*

2. 背景

(i) YYA条約の予兆的諸事実

諸文献を参照すると、1948年のソ連・フィンランド間「友好・協力・相互援助条約」(以下、「YYA条約」と略称する)の成立の予兆ともいべき諸事実が、きわめて以前の時期からすでに現われていることに驚かざるをえない。まず、ソ連側が第二次世界大戦の初期においてすでに、1948年条約によって結実したといべき構想を提示していたことを、指摘しておかなければならない。すなわち、筆者が以前別稿において明らかにした³⁵⁾ように、独ソ開戦からわずか半年経過した1941年12月16～22日に英外相イーデンがモスクワを訪問した際、ソ連側は、領土関係の要求と並んで、フィンランドと同盟を結びかつフィンランド領に海軍基地を保持する、という内容の要求を、戦後処理問題とからめて提出していた。ソ連政府は、この時の要求内容を大戦中をつうじ基本的に変えることはなく、領土要求と海軍基地の要求は1944年9月19日の休戦条約によって実現させる一方、同盟要求についても、休戦後フィンランドを連合国管理委員会のもとにおいてのち、フィンランド側にたいし仄かずことになった。

諸史料の示すところによれば、休戦後におけるソ連側の同盟希望は、すでに1945年前半に表明されている。のちにフィンランド外相エンケル(Carl Enckell)が1948年3月2日にアメリカ公使ウォーレン(Warren)に明かしたところ³⁶⁾によれば、1945年1月に連合国管理委員会議長ジュダーノフ(A. A. Жданов)は、フィンランド大統領マンネルヘイ

* 第24号に掲げた章名を一部変更した。

35) 小稿「第二次大戦中のソ連のフィンランド政策——戦後への展望に寄せて——I」、『スラヴ研究』20(1975), 104ページ。

36) The Minister in Finland (Warren) to the Secretary of State, March 2, 1948, *F. R. U. S.*, 1948, IV, p. 768.

ム (C. G. Mannerheim) にたいしフィンランド湾岸の重砲の撤去³⁷⁾を要求した。これにたいしマンネルヘイムがそれらの砲は「フィンランドを守るのみでなく、フィンランドを経由してソ連に進入しようとする侵略者にたいして同地を守るものである」むねを指摘してソ連側の要求に疑念を呈示すると、「ジュダーノフは、ソ連が1943年のソ連・チェコスロヴァキア条約の趣旨にそってフィンランドと防衛条約を結ぶ願望をもつと答えた。マンネルヘイムは状況が異なっていると述べ、ジュダーノフがこの件をモスクワに伝えるよう希望した」。また、ヤコブソン (Max Jakobson) がそのフィンランド外交の概説書において確認しているところによれば、ジュダーノフは、同じ1945年5月には首相パーシキヴィ (J. K. Paasikivi) との会談で同じ問題に立ちもどっている³⁸⁾。

さらに、この問題と関連して興味深いことは、パーシキヴィが1947年2月12日にフィンランド・ソ連協会 (Suomi-Neuvostoliitto-Seura—SNS) の機関紙に寄せた見解の中で上記のジュダーノフの設問にたいする回答と覚しき言明をなしていることである。「もし将来、ある国がわが領土を経由してソ連の侵略を企てたならば、われわれはソ連とともに、われわれの力の続くかぎり、侵略者にたいして戦わなければならない」という文言がそれである。このパーシキヴィの言明は、すぐあとでみるように、ソ連側によってのちにフィンランド側からの友好・協力・相互援助条約提議の証左とされたのであるが、実はその文言の前に「私は1939年秋にスターリン大元帥にたいし、われわれはいかなる国がわれわれの領土を経由してソ連を侵略することも許さない、と保証した。私のこの考えは今でも変りがない」という文言がある。のちにフィンランド外相エンケル (Carl Enckell) がアメリカ公使ハミルトン (Maxwell Hamilton) に語ったところによれば、パーシキヴィが同論文で意図したことは、1939年の対ソ交渉当時にパーシキヴィが述べた古いテーゼを繰返すことにあったという³⁹⁾。この事実から推しはかかって、パーシキヴィの発言の狙いは、ソ連の側の相互援助条約要求を体よく拒否することにあったというべきである⁴⁰⁾が、それにしても、1948年条約締結の内容を地理的に限定していったフィンランド側の主張の原型がすでにここにみられることは、興味深い。

ところで、YYA条約交渉におけるフィンランド側主張の伏線ともいべきいま一つの言明が、同じく1947年に現われていることに注意したい。事件の経緯そのものについては次章で検討することになるが、同年夏にフィンランド政府がマーシャル・プラン参加問題で去就を迫られた時、フィンランド政府は結局参加を拒否することになるのであるが、7月11日に同政府が英・仏両政府にたいしてなした回答の中に、「……フィンランドは、

37) 原史料には「動員」(to mobilize)とあり、これに外交史料編集者が[to demobilize?]なる注釈をつけている。本稿の筆者も、文脈から判断して、注釈の見解をとることとする。

38) Max Jakobson *Kuumalla Iinjalla: Suomen ulkopoliittikan ydinkysymyksiä 1944-1968* [ホットラインの上に——フィンランド 対外政策の中核的諸問題], WSOY: Porvoo-Helsinki, 1968, s. 67; The Same, *Finnish Neutrality: A Study of Finnish Foreign Policy since the Second World War*, Hugh Evelyn: London, 1968, p. 37; 上川洋訳『フィンランドの外交政策』(日本国際問題研究所, 1979年), 74ページ。

39) J. R. Ylitalo, *Salasanomia Helsingista Washingtoniin: Muistelmia ja dokumentteja vuosilta 1964-48* [ヘルシンキからワシントンへの 秘密情報——回顧録と諸文書 1946—48年], Otava: Helsinki, 1978, s. 56.

40) *Ibid.*

世界政治の諸紛争の外にとどまることを欲するにつき……」という文言がある⁴¹⁾。そしてこの文言は、フィンランドがなにゆえにマーシャル・プランに参加しえないかという理由を説明する重要な役割を担っているのである。われわれは、ここでただちに、YYA条約の前文中の、諸大国間の紛争の圏外にとどまるというフィンランドの願望を確認した文言を、想起せざるをえない。

以上のようにみえてくると、対ソ休戦から1947年9月15日の講和条約発効にいたるおよそ3年のあいだには、YYA条約の伏線的背景ともいべき諸事実が見いだされるというべきであろう。すなわち、ソ連側は、領土や基地の要求と抱合わせたかたちでのフィンランドとの軍事同盟という要求を1941年末以来一貫してもってきたと考えられるのであり、1948年にソ連がフィンランドにたいしてなした友好・協力・相互援助条約の提案は、決して突如ソ連指導者の脳裡に浮び上ったものではなく、長期的にかねがね抱いていた戦後構想の実現という目的を強くもっていたといえるであろう。一方、フィンランド側についていえば、ソ連側の同盟欲求にたいする拒否的対応としての自国領防衛の決意表明は、列強紛争の圏外に立ちたいという願望ともども、1939年当時から一貫したものとして強調され続けていたのであり、しかもその趣旨は、外交交渉をつうじてYYA条約の中に盛りこまれたといえるであろう。

さて、ソ連側は、1945年前半のジュダーノフによる一連の言動ののち、同盟問題については沈黙を守っていたが、対フィンランド講和条約が発効してフィンランドが法的に完全な主権国家として国際社会に復帰すると間もなく、フィンランドとの同盟条約という構想に立戻ってきた。この発言が行なわれたのは、1947年11月に首相ペッカラ (Mauno Pekkala) を団長とするフィンランド政府代表団が十月革命記念式典に招かれ、11月5日にソ連外相モロトフ (B. M. Молотов) と会見した席上においてであった。同席した内相レイノ (Yrjö Leino) の回顧によれば、モロトフはつぎのように述べたという⁴²⁾。「共和国大統領マンネルヘイムは1945年1月に条約締結に関する第1回目の提案を行なった。この時はソ連の側では、両国関係はまだ〔法的に―百瀬〕平和ではないので話を出すのはまだ適当でない、と答えた。パーシキヴィは同じ件を1945年5月末にまたもや提出した。パーシキヴィは6月にも、その件に立戻ったが結果は前回と同じであった。エンケル大臣はもちろんこれらの早期の段階のことを記憶しておられるであろうが、この際私としては想起して頂きたい。さて、今は講和条約が発効して、新たな段階になっている。ソ連は目下とくにハンガリーとの相互援助条約を考慮中である。以前に〔フィンランド側から―百瀬〕出された提案は今でも有効であろうか。この点私は1947年2月に大統領がSNSの機関紙に出された面接記事を想起している。同記事は、以前になされた提案と関連があるのだろうか」。

当時の首相秘書官ヘイッキラ (Toivo Heikkilä) の回顧録によれば、このモロトフの設

41) 史料の典拠については、次章を参照されたい。

42) Olle Leino, Kuka oli Yrjö Leino [ユルヨ・レイノは何者だったか], Tammi Helsinki, 1973, s. 244. このレイノの証言は、出版計画が放棄されたレイノ自身の回顧録 *Kommunisti Sisäministerinä* [内相であった共産主義者] の原本を目下参照できないので、息子のオッレによる伝記から引用した。なお、原本はヘルシンキ大学図書館にあるが、複写は禁じられている。

問にたいし、ペッカラ首相⁴³⁾は、「フィンランドの中立について語ることによって、遠まわしに答えを述べはじめた。そこからペッカラは、フィンランドの領土が、ソ連にたいする侵略が行なわれた際、もはや基地として使われることはありえないという結論を引きだしてみせた」⁴⁴⁾。このペッカラの言明も目的は婉曲な拒否にあったと考えられるが、ヘイッキラによれば「モロトフ大臣は、そこでペッカラが示した態度は事実上、以前フィンランド側が示した態度と同じものであると言明した。／明らかに大統領から格別の警告を受けていたエンケル外相は、フィンランド側代表団が交渉を目的とはせず、適切な訓令も受けていないので、これ以上条約について討議することは今はできない、と口をはさんだ」⁴⁵⁾。結局モロトフは、この会談の終りにあたって、「……〔条約締結の〕提議はフィンランド側から行なわれたのであり、従って私は、質問を受けた以上、それに関する私の政府の態度を通告したいと考えたにすぎない。従って問題は棄却されたわけでもなければ取りあげられたわけでもなく、大統領と政府に質問を呈したのである。パーシキヴィはすでにいく度もチェコスロヴァキアの型にそった条約を提案してきた。今度はソ連の方から質問を投げかえしたわけであり、これ以上申上げることはない」と結んだのであった。

この会談の相互援助条約問題をめぐる応酬を叙述するにあたって、筆者はヘイッキラとオッレ・レイノの二書を利用したが、両文献の間には基本的矛盾はないと思われる⁴⁶⁾。そこで、この応酬から浮びあがる印象を述べてみると、第1に、フィンランド側が、マンネルヘイム、パーシキヴィあるいはペッカラにせよ、ソ連側にたいして相互援助条約の不必要なゆえんを自国領通過による対ソ侵略を許さない決意を語ることによって説こうとしたものを、ソ連側が逆手にとってむしろそれをフィンランド側の同盟発議であるとする牽強附会を試みたことである⁴⁷⁾。これはソ連の体面を保ちながら、しかもフィンランドをソ連の意のある所に誘導しようとする巧妙な戦術であったといえる。第2に、しかしながら、フィンランド側もまた、一貫した論理によって自国側の利益を主張し続けたのであり、当初は指導者が予期しなかったことであるとはいえ、曲りなりにもフィンランド側の主張をとおした条約を翌年の交渉で成立させるための前提を、期せずして固めていったことになるのではないかと、思われる。

43) ヘイッキラの回顧録は、ペッカラがソ連訪問にあたって、あらかじめ内相レイノから政治的問題が討議されるむねの予告を受けたか、あるいは相互援助条約の件を直接に知っていた可能性があるとし、ソ連訪問に先立ちペッカラが、首相交代の事態に備えて執務室の机上进行を整理していた事実を挙げている (Toivo Heikkilä, *Paasikivi peräsimmä: Pääministerin sihteerin muistelmat 1944-1948* [統治時代のパーシキヴィ首相秘書の回顧録], Helsinki, 1965, s. 299).

44) *Ibid.*, s. 300.

45) *Ibid.*

46) レイノの書物では一つになっているモロトフの発言がヘイッキラの書物では分けられていたり、前者が父レイノの動向に重点をおいているのにたいし後者が会談内容を広く浅く伝えるといった差異はあるが、両書の間には重大な矛盾はないと筆者は判断した。

47) フィンランド側は、モロトフが言及したどの会談においても、ソ連との条約締結に語句の上で明確に反対してはいない。この婉曲叙法的発言の不明確さがソ連側に巧妙に利用されたわけであるが、ペッカラの場合は、マンネルヘイムとパーシキヴィがこの問題にかんじていることに安堵する (Heikkilä, *mt.*, s. 301) など、いま一つ判断が定まっていなかったように思われる。外相エンケルにたいする信任が厚く、ペッカラには不信任をもっていたパーシキヴィは、代表団の帰国後ペッカラの報告を受けたあとで、「ペッカラめ、モスクワでいつも軽はずみをする、！」と憤った (*Ibid.*, s. 304).

さて、上記の会談内容がフィンランド側にその後いかなる影響を及ぼしたかを述べてみると、ソ連側の設問に関してはフィンランド代表団が秘密を守ろうと努力したにも拘らず、11月15日にロイター通信特派員がソ連・フィンランド間の条約問題のニュースをスクープし、フィンランド国民大多数は一挙に不安感を高めたのであった。フィンランド政府は、そうした条約の交渉は行なわれていないむねを言明し⁴⁸⁾、不安の鎮静に努めたが、地方自治体選挙を控えた人民民主同盟の集会で内相レイノはソ連との条約締結の必要を説き、政府の姿勢に正面から反逆したのであった⁴⁹⁾。

(ii) 1947年のフィンランドーソ連関係

ここでは、(i) で見た経過の背景的状况としての、1947年におけるフィンランドの対ソ関係について概観してみることとしたい。ところで、1947年は、3月12日のアメリカ大統領トルーマン H. S. Truman による「トルーマン・ドクトリン」の発表、「マーシャル・プラン」にもとづく7月から9月にかけてのヨーロッパ復興会議の開催、9月22日から27日にわたって開かれたコミンフォルムの設立会議、といった代表的な諸事件が生起するうちに、ヨーロッパ諸国が、米・ソを頂点として対立を深めていく「東」「西」陣営への去就を迫られていった年であった。1947年初頭には東ヨーロッパに共産党の影響力の強い友好的な国ぐにの連鎖を作りだすにとどまっていたソ連は、コミンフォルムの設立を契機に、東欧諸国を内政外交両面において自国の一枚岩的な勢力圏に編成していくことになった。それでは、こうした中で、フィンランドはソ連にたいしどのような政策をとり、またソ連側は、自国の西側周辺国の一つであるフィンランドを、どのように位置づけて対応していたのであろうか。これをとくに東欧諸国との対比において見ていくことにしたい。

1947年3月12日に発表されたトルーマン宣言は、ギリシア・トルコにたいする援助を約するとともに、「武装した少数者や、外からの圧力による制圧の試み」の前に諸国民が、自由を尊重した生活様式か、それとも自由の抑圧の上に成立つ生活様式かの選択を迫られている、として、ソ連側をいちじるしく刺激したが、ソ連側がなおもアメリカとの貿易の発展や協力関係の維持に期待をつなぐ態度を見せる一方で、5月5日にフランスのラマデイエ首相 P. Lamadier がルノー工場のストライキを材料に政府からの共産党の排除に成功し、5月30日にはイタリアのデ・ガスペリ首相 A. De Gasperi が共産党を含まない第4次内閣をつくる、というように、西欧諸国の政権からの共産党の一連の縮出しが起るかたちで「トルーマン・ドクトリン」の影響が具体的に現われていった。そして、これにたいし、東欧諸国の側でも、あたかもこうした動きに対応するかのように、共産主義政党が政敵を政権や政界から排除していく動きが激化していった。5月30日にハンガリーで、農民党指導者である ナジ・フェレンツ Nagy F. の内閣が総辞職し、ナジ自身が6月に亡命し、また6月6日にブルガリアで農民党の指導者が国家にたいする陰謀を働いたかどで逮捕される、といった事件がその顕著な例である⁵⁰⁾。そして、フィンランドにおいてもま

48) 代表団が帰国するなりパーシキヴィはベッカラ、エンケル、レイノを呼んで事情を聴取したが、代表団のモスクワでの言動には不満であった。その後、政府は会談に関し二つの声明を出し、後で出した長いコミュニケの方で、「交渉」の事実を否定した。この部分は何度も書直されたといわれる (*Ibid.*)。

49) *Ibid.*, ss. 304-305.

50) 以上の経過について、筆者によるより詳しい記述は、小著『ソビエト連邦と現代の世界』(岩波書

た、4月11日には、ペッカラ Mauno Pekkala 内閣が総辞職して、1945年11月17日のパーシキヴィ内閣形成以来続いていた、社会民主党、農民党、人民民主同盟による3党連立体制の危機が生じていた。

1947年2月10日、連合側10カ国とフィンランドの間には、ブルガリア・ハンガリー・ルーマニアと同じく、講和条約が調印され、フィンランドには国際社会への正式復帰への見通しが開かれたが、そのやや以前からフィンランドの現政府の危機が取沙汰されていた。それは、4—5月に迫った^{エス・アム・アム}SAK (Suomen Ammattiyhdistysten Keskusliitto, フィンランド労働組合中央連盟)の選挙および翌1948年に予定されている国会選挙を目ざした動きであるとともに、講和条約の発効と連合管理委員会の解散を見越した動きでもあった⁵¹⁾。しかしながら、3党連立体制の終了、より具体的にはフィンランド共産党を中核とする人民民主同盟の下野を望む諸勢力のそうした動きにたいしては、ソ連の側から硬軟さまざまな対応措置がとられていた。2月7日連合管理委員会議長ジュダーノフが15カ月ぶりにフィンランドを訪れ、連立政権の3与党とスウェーデン人党の指導者と面会して「ソ連は現連立政府を肯定しており、政権の基盤の変化の必要はなんら認めない」むね意思表示をして、強い牽制をかける⁵²⁾一方で、ソ連は2月5日、在フィンランドのドイツ資産の問題とからんで以前出していた、フィンランドの最重要工業施設の5割収用という要求を半減する協定を確定して、パーシキヴィおよびペッカラ政府の重荷を軽減する措置をとった⁵³⁾。さらに講和条約調印後の2月23日には、ソ連側は、連合管理委員会をつらじペッカラ首相にたいし、1944年10月に『プラウダ』紙が公表していた61名の「戦犯」に関して覚書を送り16名を裁判にかけるよう要求して⁵⁴⁾、委員会の存在を改めて印象づけた。

こうした諸措置、とりわけジュダーノフによるソ連側の意思表示は、それまで流布していたペッカラ内閣の危機説を鎮静させる効果を生んだが、3月末になると、社会民主党が経済の安定を要求して新政府の形成を提案するといったように、ソ連側の圧力が講和条約以前ほどにはフィンランド政界に影響力をもたなくなっていることが明らかとなった⁵⁵⁾。3月12日に行なわれたトルーマン演説は、フィンランドの非社会主義諸党の中に暗黙の肯定を呼びおこす一方で、人民民主同盟の代弁者である『自由の言葉』紙 (Vapaa Sana) の激しい非難を惹起していた⁵⁶⁾。こうした中で、フィンランド国会の憲法委員会 (Perustuslakivaliokunta) が、1945年に20名の亡命者を連合管理委員会に引渡したことに関し、内相レイノとその指揮下にある警察の措置を非合法と断ずる声明を発表し、同管理委員会から声明が委員会の批判を意味するののかという質問を受ける、という事件も生じた⁵⁷⁾。しかもペッカラ内閣の内部事情そのものが、人民民主同盟の提案した賃金値上げをめぐる3

店, 1979年), 192-194, 198 ページ参照。

51) Ylitalo, *mt.*, s. 47.

52) *Ibid.*, s. 51.

53) *Ibid.*, s. 59.

54) *Ibid.*, s. 55.

55) *Ibid.*, s. 61.

56) *Ibid.*, s. 67.

57) *Ibid.*, s. 69.

与党間の意見の不一致の結果、行きづまってきた。とりわけ、5人の農民党閣僚が辞意を表明したことは打撃であり、4月11日、ペッカラ政府はパーシキヴィ大統領に辞表を提出せざるをえなくなった。

ペッカラ内閣の総辞職は、「トルーマン・ドクトリン」発表後の、すでに述べたようなフランスやイタリアなどの政治の変動と重ねあわせて見るのが可能であろう。しかも、もしそうであるとするならば、その危機は、逆に、これもすでに見たような東ヨーロッパ諸国に生じたソ連勢力圏への凝集作用がフィンランドにも生じる契機となる可能性もあったといえよう。しかし、フィンランドの場合、政府危機は、そのいずれのコースをも迎らなかつた。ペッカラ内閣の辞表を受理すると、パーシキヴィは、新内閣が形成されるまで同内閣が事務管理内閣として活動するよう求めるとともに、組閣工作にのりだした。ところがパーシキヴィが最初に組閣を依頼したフィンランド銀行総裁トゥオミオヤ S. Tuomioja は3大政党の合意取付けに失敗し、ついでマヌーヴァーとしてパーシキヴィから依頼を受けた内相レイノには社会民主党がまさにその内相のポストを要求したため行きづまる、という有様で、結局パーシキヴィは、3月25日、5月2日までに満足すべき解決がえられなければ国会解散による新選挙の方途をさぐるむねを通告した。しかし、新選挙もまたカレリア地峡からの引揚民の有権者リストの整備の都合から、早くとも8月以前には行なえないことが明らかとなった。そして、ソ連の新聞・ラジオがフィンランドの政情にたいする関心を、アメリカのギリシア・トルコ援助と関連させつつしきりに表明する中で、4月末に人民民主同盟が出した、ペッカラ内閣の基盤のうえに従来の内外政路線を続けていくという方針で交渉を行なうという提案が受入れられ、ペッカラ内閣は辞意を撤回して政治危機は解消した⁵⁸⁾。ソ連の時事評論誌『ノーヴォエ・ヴレーミャ』は、この結末を「フィンランドの全民主主義勢力の勝利」と評価し、ソ連側がそれに満足していることを物語っていた。この事件は、たしかに人民民主同盟を含む3党連立体制に終止符を打とうとする勢力の時期尚早的敗北を意味したとはいえ、他方では、3党連立体制の維持をつうじて、フィンランド内政にたいするソ連側の不満ないし不満にもとづく介入の余地を防いだといえるであろう。

こうして「トルーマン・ドクトリン」が「東」「西」へのヨーロッパ諸国の収斂現象を巻きおこしつつある中で従来の地位に踏みとどまったフィンランド政府は、マーシャル・プランの出現によって、ふたたび試練に立たされることとなった。アメリカによる「マーシャル・プラン」の提示は、ヨーロッパの復興という大義名分をもつだけに、ソ連も当初は正面からの反発に出ることはなく、英仏ソ三国外相会議をつうじてアメリカ側の真意を探っていたが、7月2日にモロトフがアメリカの意図はヨーロッパ諸国の内政支配のための機関を作らせることにあるとし、ソ連が独力で立つむねを言明してパリを去ったのちは、チェコスロヴァキアに圧力を加えて出席の意思を撤回させるなど、7月12日にはじまったヨーロッパ経済復興会議にたいしては、自国はもとより、東欧諸国にもボイコットの方針を強いていった⁵⁹⁾。

58) 以上の経緯については、*Ibid.*, s. 78-80 参照。

59) 以上の経緯に関する筆者のより詳細な叙述は、前掲小著、194-198 ページ。

このような中で、フィンランドにたいしては、7月4日に、パリで開かれる上記会議への招待がなされた。当初この問題が閣議で議せられた時、パーシキヴィ大統領および閣僚の大部分がアメリカの援助受入れに賛成であった。人民民主同盟所属の閣僚にしても、その中の共産党閣僚が反対したのみであって、首相ベッカラやスヴェントは受入れに賛成であった。ところが、7月7日、連合国管理委員会副議長サヴォネンコフ G. M. Савоненков がベッカラ首相を招き、ソ連はフィンランドのヨーロッパ経済復興会議参加を欲していないと言明した⁶⁰⁾。ここにおいて、政府は、とくにパーシキヴィ大統領の強い主張によって⁶¹⁾、パリに赴くべきではないとの態度を決定した。そして、7月11日、フィンランド政府は、ヨーロッパ経済復興会議への招待にたいする次のような回答をイギリスに寄せた。「フィンランド国の地位は、講和条約が未成立であって確定しておらず、またマーシャル・プランは大国間の深刻な見解の対立の対象となっているので、世界政策の衝突の外にとどまることを欲するフィンランドは、遺憾ながら当会議に参加することが不可能である」⁶²⁾。フィンランド政府がここでも、列強間の紛争の外にとどまるという原則を会議参加拒否の理由として押しだしていることに注目すべきであろう。

ところで、ベッカラ首相は、イギリスへのこの回答が送られる前日の7月10日に、国会外務委員会に出席し、ソ連の意向を伝えるとともに、政府としてはすでに参加拒否の態度を決めており、外務委員会がこれに同調しないとすれば重大事態になると告げたのであった。しかしながら、外務委員会は、首相の強硬発言にもかかわらず、10対5の大差で参加受諾の意向を可決した。その内訳を見ると、社会民主党、農民党、連合党、進歩党各議員はすべて参加を支持し、人民民主同盟議員のみが、フィンランドは外国からの借款を必要としない、との理由で反対した⁶³⁾。こうしてフィンランドにとってのマーシャル・プラン問題は幕を下したが、そののち、まもなく、8月29日にソ連は対フィンランド講和条約を批准し、9月15日には全関係国の批准が完了して条約が発効した。

さて、以上のような中で、1947年9月22日から27日にかけて開かれたコミンフォルム設立会議で行なわれたジュダーノフの報告⁶⁴⁾は、フィンランドについても言及しており、その点で同報告は、ソ連指導者が当時その国際情勢観の中においてフィンランドをどのように位置づけていたかをわれわれが探るうえで、重要な史料であると思われる。その意味では、フィンランド人研究者アプネン (Osmo Apunen) が、フィンランド外交の軌跡を概観した一書において同報告に注目しているところであるが、同書は、「ソ連・東欧新民主主義国・フィンランド・インドネシア・ヴィエトナム」がソ連側陣営に含められていた点を指摘するにとどまっている⁶⁵⁾。そこで本論稿では、ジュダーノフ報告のより詳細な

60) Ylitalo, *mt.*, s. 113.

61) Heikkilä, *mt.*, s. 296.

62) ただし、同回答は、フィンランドが諸外国との純経済的協力は率直に支持し、また自国の復興のためには外国の援助を必要とするむねを、述べていた (Ylitalo, *mt.*, s. 115).

63) *Ibid.*, s. 113. ただし、スウェーデン人党議員2名のうち1名は、パリの会議を支持はしたものの事柄が政治的に深刻な問題になったという理由で招待の拒否を主張し、いま1人は棄権した。

64) 現在われわれが入手可能であるのは、ソ連側が公表したテキストであり、それが設立会議で実際になされた報告と異なることは確かであるが、われわれとしては、ソ連指導者がまさに公表テキストをつうじて世界に何を伝えようとしたかに関心をもちたい。

65) Osmo Apunen: *Paasikiven-Kekkonenlinja* (パーシキヴィーケッコネン路線), Helsinki: Tam-

内容分析によって、ソ連指導者のフィンランド観について今少し問題を引きだしてみることにはしたい。

ジュダーノフ報告は、従来多くの論者によって、世界を東西に二分するその国際情勢観の点で特徴づけられてきたが、現在あらためて同報告をふり返ってみると、第二次世界大戦後の世界におけるアメリカの経済的・軍事的膨脹と反共的政治攻勢、および「世界連邦」的自由化のイデオロギーによってソ連が大きな脅威を受けており、それに辛うじて対抗する手段としてコミンフォルムの形成——ソ連共産党の主導による諸国共産党の戦闘的活動の組織化——が企てられた経緯が率直に語られている点に注目させられる⁶⁶⁾。とりわけ、大戦で疲弊したソ連がようやく東欧に確保した勢力圏——ソ連側からすれば安全保障圏——を露骨にゆさぶろうとしたトルーマン宣言の脅威もさることながら、ヨーロッパ復興を掲げる「いっそう陰蔽した形」での「膨脹主義的政策」によってソ連側がいかに苦境に立たされているかを告白している部分は、当時のソ連指導者の立場を伝えるものとして筆者にはとくに興味深いものがある。それでは、そうした危機感のもとにソ連側がコミンフォルムの設立をつうじて強化しようとした「東」側陣営の中に、フィンランドはいかに位置づけられていたのであろうか。

公表されたテキストでは、フィンランドへの言及は、4カ所で行なわれている。このうち3番目の言及は、ソ連がいかに他国との平等な経済関係を発展させてきたかを東欧5カ国の国名にフィンランドをも併記して述べた箇所であるが、これは、マーシャル・プランを拒否させた国ぐにをソ連がいかに経済的に支援しているかを誇示しようとしたくだりであるので、一応除外しておくことにしよう。そこで、残った3カ所のうち第1および第2の言及箇所は、フィンランドが「帝国主義的・反民主主義陣営」と「反帝国主義的・民主主義陣営」の対峙において後者に含まれる、という指摘である。第1の言及箇所によれば、後者〔以下、「民主陣営」と略称する〕に含まれるのは①ソ連②「新しい民主主義の諸国」③「帝国主義と手をきり、確固として民主主義的発展の道に立ったルーマニア、ハンガリー、フィンランドのような国」④「インドネシアやベトナムで」ある⁶⁷⁾。ここで②はおそらく独伊に占領され連合国の一員として戦った諸国を、③は枢軸側として扱われた諸国を区分けしているのであろう。このことは、第2の言及箇所でも、ソ連と「友好的協力」を行なってきた「民主主義諸国」として、㉠「ファシズムにたいする解放戦争において大きな役割を演じたユーゴスラヴィア、ポーランド、チェコスロヴァキア、アルバニア」㉡「反ファシズム戦線にくわったブルガリア、ルーマニア、ハンガリアと部分的にはフィンランド」(圏点—百瀬)が挙げられていることによって裏づけられる。以上によってフィンランドが「民主陣営」に系列化されていたことは明らかである。

ところが、問題は、その「民主陣営」の中でまた、フィンランドがどのようなカテゴリーに含められていたかが問題となる。まず、ジュダーノフ報告の他の部分をみると、「新

mi, 1977, s. 49.

66) この点について、より詳細な分析は、小著『ソ連邦と現代の世界』(岩波書店, 1979), 199~201ページを参照されたい。

67) このほか、「インド・エジプト・シリア」が東側陣営に「共鳴」していることになっている。ジュダーノフ報告の邦訳は、ジュダーノフ、除村・蔵原・山辺訳『党と文化問題』(国民文庫社, 1954年) 221ページ。

しい民主主義的権力」が「ブルジョワ民主主義がもはやなしえないような民主主義的諸変革」をつうじて「国家の新しいタイプ——権力が人民に属し、大工業、運輸、銀行が国家に属し、労働者階級にひきいられる住民中の勤労者階級のブロックを指導力とする人民共和国」をつくりだし、「社会主義的発展の道へ移行する基礎をきずいている」諸国として、ユーゴスラヴィア、ブルガリア、ルーマニア、ポーランド、チェコスロヴァキア、ハンガリー、アルバニアの名を挙げているが、フィンランドはこの中に見当たらない⁶⁸⁾。「新しい民主主義」なる称呼が第1の言及箇所とここでは適用範囲を異にするのは気にかからないでもないが、むしろこちらの方を明確な定義と見なすべきであろう。とすれば、フィンランドは、社会主義発展の見通しが当面ない点で上記7カ国とは明らかに区別されていることになる。第2の言及箇所の「部分的には」という語句の意味は不明確であるが、この辺りと関係しているともとれるのであろう。さらに、このようなフィンランドの位置づけは、第4の言及箇所によって一層明瞭となる。そこでは、コミンテルン解散以降の諸国共産党の強化の実情を説いているのであるが、共産党の勢力増大が「東ヨーロッパ」でみられたばかりでなく、ヨーロッパのほかの諸国でもみられたとして、「フランス、ベルギー、オランダ、ノルウェー、デンマーク、フィンランド」の名を挙げているのである⁶⁹⁾。ここではフィンランドは、少なくとも国内政治情勢のうえでは、東欧諸国とは異なったカテゴリー、いわば西欧諸国のカテゴリーに入れられているのである。

以上を要するに、ジュダーノフ報告においてフィンランドは、対外関係的には、アメリカを指導勢力としてこれに英仏が同盟し、「植民地国家」(オランダ・ベルギー)や「反動的反民主主義政体の国」(トルコ・ギリシア)、「アメリカへの政治的経済的従属国」(近東・南米諸国、中国)が連なる「帝国主義的・反民主主義陣営」に対決する「反帝国主義的民主主義陣営」に属する国として位置づけられる一方、国内情勢的には、「民主主義的」ではあるが社会主義への見通しが開けてはいない国として位置づけられていることになる。このことは、フィンランドがトルーマン宣言を契機とする西欧諸国の政治変動の波をかぶらず、マーシャル・プランにも加わらない一方、その三党連立政権において共産党の勢力がとくに伸びることもなく、また同党が提唱してきた社会的諸変革が実行されてもいないというフィンランドの実情をソ連指導者がかなり適確に把握していたことを示す⁷⁰⁾と同時に、ソ連指導者がフィンランドにたいして何を期待し、何を期待していなかったかを、物語っているとはいえないであろうか。

ところで、講和条約の発効後のフィンランド政界について注目しておくべき事柄とし

68) ジュダーノフ、前掲邦訳、213ページ。

69) この点と明らかに関連して、「共産主義者の勢力は、共産党が国家のうちでもっとも有力な政党となっている新しい民主主義諸国で、とくに強くなった」という指摘も、そこではなされている。ジュダーノフ、前掲邦訳、242ページ。

70) ソ連最高会議副議長であり、カレローフィン・ソヴェト共和国指導者であるクーンネン Otto Kuusinen が1947年4月3日にモスクワ工芸博物館で行なった演説はこの点を裏づけていよう。クーンネンは、「注目すべき進歩があったにも拘らず、それはフィンランドでは、ドイツの元衛星国に属していたどの国よりも僅かであった。国家公務員の特権的地位には終止符が打たれるべきだし、フィンランドの裁判官は国のもっとも反動的な勢力である。国有化は政治的・経済的に不可避である」と述べている。Ylitalo *mt.*, ss. 82-83 に引用されたアメリカ公使ハミルトンの報告から再引用。

て、以前から見えはじめていた共産党ないし人民民主同盟の勢力退潮が一層明らかになかちをとったことであろう。すでに同年6月15日から19日にかけてヘルシンキで開かれたSAKの第5回定期代表者集会には129名の共産党員にたいし171名の社会民主党員が選出されて、社会民主党の地位が確立した事実⁷¹⁾は、SKPの影響力低下の兆しであった。こうしたSKPは、講和条約発効後の9月16日に始まったヘルシンキの金属工業労働者のストライキを、賃金統制緩和の要求を掲げて支援し影響力を挽回しようとした。ストライキがエスカレートして9月25日を予定日とするゼネストの計画がたてられると、かえって政府がそのために総辞職し共産党が政権を失うという場合を、恐れざるをえなくなる、という事態も生じたが、ベッカラ政府が労働側の要求を実質的に呑むことで9月26日にストライキが終り、共産党は一応の成功を収めることができた⁷²⁾。ところが、フィンランド共産党が多くの期待をかけていた11月4・5両国の地方議会選挙では、1945年のそれと比べて、非社会主義政党が51.57パーセントの得票率から53.67パーセントへと支持を増し、また社会主義政党同士の間でも従来人民民主同盟とほぼ互角であった社会民主党が200議席を増したのにたいし、人民民主同盟は350議席を失うという退潮ぶりを示した。この状況を見て、アメリカ公使館員ユリタロは、「ソ連の公然たる援助がないかぎり、共産党はフィンランドでは、近い将来権力篡奪に成功するに十分な人民の支持を受けてはいない」と本国へ書き送っていた⁷³⁾。

3. ソ連の交渉提議とフィンランドの対応

(i) ソ連による交渉提議

1948年1月15日、旧連合管理委員会の副議長サヴォネンコフがフィンランド駐在ソ連公使としてヘルシンキに赴任したことは、フィンランド側にさまざまな憶測を生ぜしめた。サヴォネンコフは連合管理委員会の顔触れの中でもとくに強硬な人物として記憶されていた⁷⁴⁾。しかも、前任者のアブラーモフ(A. H. Абрамов)がフィンランドを離れてから24時間と経たないうちに新任者が到着するというのも外交慣例上異例であった⁷⁵⁾し、外交官の経験がなく管理委員会副議長時代も粗暴で強要的なところが目立った人物がいまさら外交使節に任命されたこと⁷⁶⁾、そのサヴォネンコフがことさらに中將の軍服を着用してヘルシンキにのりこんだこと⁷⁷⁾もあって、フィンランド国内では、管理委員会の事実上の復活⁷⁸⁾、あるいは人民民主同盟へのテコ入れ、あるいは軍事同盟要求の再燃といった噂が乱れとんだのであった⁷⁹⁾。

71) *Ibid.*, s. 104.

72) *Ibid.*, ss. 142-144.

73) *Ibid.*, s. 157.

74) The Ambassador in Sweden (Matthews) to the Secretary of State, Jan. 26, 1948, *F. R. U. S.*, 1948, IV, p. 759.

75) Ylitalo, *mt.*, s. 169.

76) *Ibid.*

77) *Ibid.*; Heikkilä, *mt.*, s. 305.

78) とくに、サヴォネンコフ公使の随行者が旧管理委員会のメンバーであったことがこの憶測を強めていた(Heikkilä, *mt.*).

79) *Ibid.* とくに、外務省事務総長(外務次官)ヴォイオンマー(Voionmaa)は、サヴォネンコフ任

このサヴォネンコフは、1月17日にフィンランド大統領パーシキヴィにたいし信任状を提出した⁸⁰⁾が、間もなく、パーシキヴィおよび外相エンケルにたいし、前年11月にソ連側が言及していた相互援助条約の締結を強く要求するにいたった。この段階での会談内容について伝えている史料は、フィンランド側からはまだ公けにされていないが、2月18日にフィンランド外相エンケルがフランス公使クール (François Coulet) に伝えた情報、および同じ日にフィンランド国会議長で社会民主黨員のファーゲルホルム (K. A. Fagerholm) がアメリカ公使ウォレンに伝えた情報が、アメリカ国務省文書およびアメリカ大使館員ユリタロの回顧録の中に見いだされる⁸¹⁾。エンケルがクールに語ったところ⁸²⁾によれば、サヴォネンコフはそれまで2回にわたって大統領パーシキヴィを訪れ、モスクワを訪問するよう要請していた。第1回の会談ではサヴォネンコフはただフィンランド側のモスクワ訪問を提案しただけであったが、第2回目のモスクワ会談においてはフィンランド大統領自身がモスクワを訪問するよう、主張した。これにたいし、パーシキヴィは、(1) 講和条約に附随するいかなる共通関心事項の討議も、これをモスクワ訪問で行なおうがヘルシンキで二人のあいだで行なおうが同じことである、(2) そうした訪問を行なうと、1939年11月のフィンランド—ソ連間冬戦争前夜のパーシキヴィのモスクワ訪問が不首尾に終わった記憶から、フィンランド国民が恐怖にかりたてられるであろう、(3) 大統領の健康状態(腰痛を病んでいる)がこの際の旅行を許さない、という理由を挙げて、訪問要請を拒否した。サヴォネンコフはまた、2月13日⁸³⁾に外相エンケルを昼食に招き、フィンランドがフィンランド側のイニシアティブでソ連との友好・相互援助条約を提案するよう要望した。これにたいし、エンケルは、(1) フィンランドの講和条約は最近発効したばかりであるので、それ以上の条約を結ぶに先立ち、まずもってフィンランドが講和条約を遵守できるという見きわめをつけた方がよいであろう、(2) 現在のフィンランド国会にはこのような条約にたいする強い反対があるであろう、(3) フィンランド国民はソ連と友好・相互援助条約を結ぶ準備がない、と答えた。ところがサヴォネンコフは、この第3点は肯定できないといい、自分はフィンランドに3年間いたがフィンランド人に準備ができていることを知っている、と述べた。

以上のように、エンケルの伝えた情報がサヴォネンコフのフィンランド側にたいする口

命の理由として、①7月の国会選挙を控えたフィンランド共産党支持のジュスチュア、②フィンランド国内世論の攪乱による利益引出し、を推測していた (The Minister in Finland (Warren) to the Secretary of State, Feb. 13, 1948, *F. R. U. S.*, 1948, IV, p. 760.).

80) Ylitaro, *mt.*, s. 169.

81) こうした仏、米両公使館への接触は明らかに意図的なものであり、「フィンランドのSOS」(マッシュューズ駐スウェーデン米大使への情報仲介者の言) という評言が示すように、フィンランド政府としては「西」側に秘かにソ連の要求を伝えることで予想される事態に対応しようとしたものであろう。

82) エンケルの談話は、The Ambassador in Sueden (Matthews) to the Secretary of State, Feb. 20, 1948 および The Minister in Finland (Warren) to the Secretary of State, Feb. 20, 1948 に収録されている (それぞれ、*F. R. U. S.*, 1948, IV, p. 761 および p. 763) が、クールから直接接聴取している後の方が詳細である。

83) マッシュューズがストックホルムから伝えたところでは2月12日となっている (*F. R. U. S.*, 1948, IV, p. 761) が、エンケルと会談したクールとの直談にもとづくウォレンの報告の情報 (*F. R. U. S.*, 1948, IV, p. 763) の方を、ここでは採用しておく。

頭申入れとこれにたいする大統領および外相の受け答えの輪郭をほぼ明らかにしているとすれば、ファーゲルホルムの言は⁸⁴⁾もっぱらフィンランド政府の思惑や国内情勢についてのファーゲルホルム自身の観測を伝えている。ファーゲルホルムによれば、パーシキヴィはフィンランド政府がソ連側申入れの条約に関する決定を7月に予定されている国会選挙後まで延期すべきだと考えていた。その理由は、当時のペッカラ政府は新選挙までの過渡期に技術的な意味で設けられているにすぎず、国民の支持をえてはいないので、その政府がそうした条約を結ぶとすれば政府にとってこの上なく危険なことになる、それにたいして、選挙のあとで極左勢力が減ったかたちの国会が成立した段階でなお条約を結ばなければならぬとしても、その時の政府は国民の信頼をえているから国民の方でも条約を結ばざるをえない事情を理解するであろう、ということであった。ファーゲルホルムが伝えるこうした情報から明らかなことは、パーシキヴィが、ソ連の要求する条約の締結は応じざるをえないかも知れないと予想はしながらも、なおそれを7月の国会選挙までは延期できるかも知れないという、期待を交えた楽観をしていたことであろう。さらに、7月まで延期しているうちに事情が変わって条約を結ばないで済む場合をすらも考慮に入れていたかも知れない。また、パーシキヴィが次期国会選挙での共産党ないし人民民主同盟の退潮を見越し、共産党が政治の実権を握る心配のない安定した政局のもとで、やむをえなければソ連の要求に応ずる決意をもっていたらしい点も注目すべきであろう。

しかし、ソ連側はフィンランド側が予想していたよりも厳格かつ性急に条約締結を要求していることが間もなく判明した。2月23日、それまでサヴォネンコフ公使による口頭申入れに終始していた⁸⁵⁾ソ連側は、はじめて書面による申入れを行なうにいたった。サヴォネンコフが、赤軍30周年記念の夜会に先立って、スターリン(И. В. Сталин)のフィンランド大統領宛2月22日付の書簡をフィンランド側に渡したのがそれである⁸⁶⁾。その書簡の内容はつぎのようであった。

「大統領閣下

閣下も恐らく御承知のように、ハンガリーとルーマニアは、ドイツのありうべき侵略にたいする相互援助条約をすでにソ連と締結した。フィンランドは、少なくともルーマニアおよびハンガリーと同じ程度に大いに、このような類いの条約に関心を有しておられるものと考えらる。

ついでには、ソ連政府は、ソ連とフィンランドの間に、上述の条約と同様な友好・協力・相互援助条約を締結することを提案する。

もしこの考えがフィンランド側の支持をえられるのであれば、私は、当該条約締結のため、フィンランド代表団をモスクワに派遣されるよう提案する。またもし、このような交渉をフィンランドで行なうほうがよいというお考えであれば、ソ連政府は、その代

84) The Minister in Finland (Warren) to the Secretary of State, Fed. 20, 1948, *F. R. U. S.*, 1948, IV, pp. 761-762.

85) The Minister in Finland (Warren) to the Secretary of State, Feb. 20, 1948, *F. R. U. S.*, 1948, IV, p. 762.

86) Heikkilä *mt.*, s. 306. ただし、ヘッキラが書簡の手交日を2月22日としているのは、2月23日の誤りであろう。

表団をヘルシンキに派遣する用意がある。

ソ連閣僚会議議長

И. スターリン⁸⁷⁾」

このスターリン書簡の手交がサヴォネンコフの赴任以来始まったソ連の対フィンランド働きかけにおいて画期をなしたという意味は、口頭による申入れが書簡に変わり、予備段階から正式な申入れという段階に入った、ということばかりではない。サヴォネンコフによる口頭申入れの段階では、すでにみたようにソ連側は条約締結の提案がフィンランド側のイニシアティブで行なわれることを強く要望していた。しかもフィンランド側のイニシアティブというソ連側の要望の執拗さは、マンネルヘイムやパーシキヴィの回避的な発言を条約締結の提案であったと強弁する前年11月のモロトフのフィンランド代表団への「質問」にも窺われるところである。しかし、そうした工夫のうえに立ったサヴォネンコフの口頭要請にもかかわらず、フィンランド側が肯んじなかったため、ソ連側はついにソ連側からの提案というかたちで、スターリン書簡による正式提案に踏みきらざるをえなくなったのであろう。ここにはソ連側の焦慮が感じられる⁸⁸⁾。ソ連がフィンランド側のイニシアティブを要望したのは、ソ連による条約の押しつけという印象を避けるばかりでなく、フィンランド側こそが条約を必要としているという威信上のフィクションを作る必要があったからであろうが、ソ連側はこうした諸点を犠牲にして、2月18日にハンガリーとの友好・協力・相互援助条約が成立したのに続いてフィンランドとの条約をも短時日のうちに成立させる決意をしたことになる。このようにして、みずからのイニシアティブで正式提案に踏みきることによって、ソ連は条約の成立のためにいまや威信をかけることになったのである。

パーシキヴィは、書簡を受領すると、ソ連にたいしては肯定的な即答はできるだけ避けてそのペースに巻きこまれまいとする方針をとる一方、政府閣僚および国会議員にスターリン書簡を披露してかれらの意向を打診することとした。しかし、対ソ対策に関しては、たちまち外相エンケルと激しい意見の対立を生じることになった。エンケルがイギリス公使スコット (Oswald A. Scott) に打明けたところによると、2月23日以来パーシキヴィは、「時機が熟していないこと、ソ連とフィンランドの関係が講和条約下に満足すべき進展を見せていること、自分の健康が許さないこと、ヘルシンキにソ連代表が現れれば騒ぎになること」を強調した返書を書こうと努めていたが、悲観論に立つエンケルはそれに強い不満をもって⁸⁹⁾。また、エンケルがフランス公使クールに語ったところによると、2月27日午後、エンケルは、スターリン書簡受領の通告が遅れていると指摘し、パーシキヴィ自身がモスクワに赴くことを強く勧告してついにパーシキヴィと激しい論戦になった。パーシキヴィはモスクワに行くことを頑として聞きいれなかったが、スターリンに早

87) ロシア語原文については次を参照。Тойво Карвонен, *Советский Союз и Финляндия: Сотрудничество и добрососедство*, Изд «Прогрес», 1977, стр. 37-38.

88) ユリタロも「あらゆる点から、ロシア側が非常に急いでいるように見えた…」と回顧している (Ylitalo, *mt.*, s. 197).

89) The Minister in Finland (Warren) to the Secretary of State, Feb. 27, 1948, *F. R. U. S.*, 1948, IV, p. 764.

急に書簡を送ることは同意し⁹⁰⁾、27日夜、スターリン書簡の受領を確認し、かつ諸外国との条約は国会の同意を必要とするにつき国会議員の意向をただすむねを述べた短い書簡をスターリンに送った⁹¹⁾。

こうした間、パーシキヴィは、26日終日および27日午前を費しての閣議ののち、27日夕刻に政府閣僚全員と国会外務委員長、各党国会議員団長からなる会合を招集し、スターリン書簡の提示と状況の説明を行なった。それらの会合でパーシキヴィが何を述べたかに関しては公式の記録は発表されていないが、断片的な諸史料からその輪郭を窺うことはできるように思われる。

まず、閣議でのパーシキヴィの発言については、首相秘書ヘイッキラの回顧録につきのような証言⁹²⁾が見いだされる。「パーシキヴィの戦術というのは、事件〔スターリン書簡の受領—百瀬〕後の閣議に姿を現わすと率直な怒りをぶつけ、その怒りを白熱させておいてから後になってそれをより好ましい状態に焼きあげる、というものであった。パーシキヴィは、ドイツの側からの脅威という幻想は馬鹿げている、といった。〔戦争に破れて—百瀬〕傷をなめているドイツ国民は、少なくとも一世代の間は新しい戦争に訴える能力はない、とかれはいった。従って条約は不必要なのだ。それにもかかわらず条約を結ばねばならないとすれば、それはおぞましいことだ。だがカルタゴの破滅はもっとおぞましい。こうした言いまわしを用いて、パーシキヴィは——二つの敗戦のあとで——3度目のポエニ戦争のおそろしい見通しを浮び上らせた。どんなことがあるにせよ、ソ連の交渉招待には同意しなければならない。それには始めから国会がついてくることが条件だ〔とパーシキヴィは述べた—百瀬〕」。このあと、パーシキヴィは、ヘイッキラによると、ソ連側が提案している条約に関して検討すべき点をいろいろと挙げ⁹³⁾、さらにソ連側がフィンランド側提案説の根拠としてきた1947年2月の『自由の言葉』紙に寄せた言明について、かれが「いおうとし、また実際にいったことは、フィンランドはもはや決してソ連にたいし戦争を企てない、フィンランドはあらゆる軍事的紛争の圏外に一般にとどまろうと欲しているが、もしフィンランドを経由してソ連を侵略する企てがなされたならば、フィンランドは全力を挙げてこのような侵略者と戦う、ということである」と注釈を加え、ソ連がバルト海に絶対的な支配を確立した結果実際にはそのような侵略の危険が一般に起りそうにない以上、フィンランドの「誠実さ」(loyalisuus)を強調したある種の宣言がなされれば充分で、条約など結ぶ必要はないという真意を吐露した発言をなしている。以上の発言から読者が強く印象づけられるのは、閣僚たちの多くがスターリンの書簡によって衝撃を受け、あるいは激しい反応を示すことを予想し、かれらの憤激を先どりしたかたちで口火を切ることによって次第に冷静な認識に閣内の空気を導いていこうとしたパーシキヴィの卓越した政治的手腕であるが、同時にそこから読みとれることは、パーシキヴィがソ連側の交渉提案には応ぜざるをえないと考えていたことであろう。しかし、交渉の結果については、フィ

90) The Minister in Finland to the Secretary of State, Feb. 28, 1948, *F. R. U. S., 1948, IV*, p. 765.

91) Jakobson, *Kuumalla linjalla*, s. 70; The Same, *Finnish Neutrality*, p. 38.

92) Heikkilä, *mt.*, ss. 307-308.

93) これはのちに国会議員団長を含めた会合でパーシキヴィが述べたとされる事柄と重なっているもので、ここでは省略する。

ンランドの負う義務を最少限にとどめようとする意図以上には予想をたてることはできなかったらしいこともここから窺われるのである。

つぎに、午後5時から大統領官邸で開かれた国会議員代表をまじえた会合の模様に移すと、アメリカ大使館員ユリタロが当時の収集情報にもとづいて回顧録中に述べているところ⁹⁴⁾によれば、パーシキヴィはここでもスターリン書簡を読み上げるとともに、大要つぎのように述べたという。

「1. フィンランド—ソ連関係がこのように親密で、また講和条約のインキもまだ乾かない現在、ソ連が条約を不可避なものとして提案することに驚かざるをえない。

2. いかによれば提案された同盟関係が講和条約第13条（フィンランド国防軍の使用と規模に関する）に適合するのか、いかに講和条約調印国（とりわけイギリス）は反応するか。

3. ルーマニアとハンガリーの条約の狙いはドイツにたいして防衛することにあるが、しかしフィンランドはドイツの方向から脅威を受ける理由をもたない。

4. ルーマニアとハンガリーの条約の第1条および第4条は不明確であり、外務省の専門家はこれを検討し意味内容の確定につとめている。

5. フィンランドの国民の反応は予測困難である。

6. フィンランドは敵をもたないので、条約はソ連を益しはするがフィンランドを益することはない。

7. 条約が国際連合やその他の国際的義務にたいするフィンランドの関係にいかなる影響を与えるものか、不明確である」

ここに見られるパーシキヴィの見解は、大筋においてかれが閣議における説明で述べたところと重なっているといえよう。なお、ユリタロが別の機会に国会外務委員長兼社会民主党議員団長のペルトネン (Onni Peltonen) からえた情報によれば、パーシキヴィは、スターリン書簡の件を国会議員全員に伝えるよう各党議員団長に要請するとともに、スターリン書簡をいかに扱うべきか、それにいかに対応すべきかについて自分は提案も勧告もしない⁹⁵⁾が、こうした問題に際してのフィンランド人のやり方はモスクワでの慣行よりも時間がかかる、ということを理解すべきであると指摘した⁹⁶⁾。さて、この会合は40分足らずで終り、午後6時には各党国会議員団がいずれもそれぞれに会合を開いて大統領官邸から戻った議員団長からスターリン書簡についての説明を受けたという。このようにして、ソ連側の申入れは内閣および国会議員レベルに伝えられ、パーシキヴィは、こうした国内与論と国際的環境を見すえながら、スターリン書簡の内容にたいする回答を決定していくことになったのである。

(ii) フィンランドの交渉応諾

パーシキヴィは、結局、3月9日付でスターリンにたいし、交渉提案に応ずるむねの回

94) Ylitalo, *mt.*, s. 200. ユリタロが立脚しているのは、明らかに、アメリカ国務省外交文書集が省いているかれの本国宛電報 (*F. R. U. S.*, 1948, IV, p. 765, 注2) である。

95) これはもちろん、すでに見たようにパーシキヴィなりの見通しはもったうえでの話であるが、ハイッキラの回顧録中の「スープを自分が料理した温度のままで飲まそうとはしな」かったという表現 (Heikkilä, *mt.*, s. 308) は、これをよく裏書きしているといえよう。

96) Ylitalo, *mt.*, s. 200.

答を送るわけであるが、その決定にいたる過程を現在入手しうる限りの史料から再構成してみることにしよう。まず、フィンランドの政治指導者をめぐる国際的環境に目を向けると、とくにアメリカ政府を中心とするきわめて興味深い動きが注目される。

アメリカ側の外交史料によると、フィンランド側においては、パーンキヴィが政府閣僚および国会議員レベルにスターリン書簡の討議を要請した時期に、西側列強にたいする接触が行なわれている。すなわち、2月27日朝外相エンケルはイギリス公使スコットに会見を申し入れ、スターリン書簡に関して通報するとともに、エンケルの兄弟をフランス公使クールのもとに赴かせて同じ事柄を秘かに伝えさせた⁹⁷⁾。さらに翌28日、エンケルはクールに直接会い、事態にたいする対応の仕方についてアドバイスを求めている⁹⁸⁾。英、仏両公使の対応は個人的な勧告にすぎなかったが、これらの会談に関する報告の転電を受けていた駐ソ連アメリカ大使スミス (Bedell Smith) が、つぎのような意見具申の電報を3月1日国務長官あてに打電した。

「モスクワから見ると、アメリカその他の西側諸国の強い支持のもとにフィンランド議会が、事実上武装解除されたフィンランドはそのすべての近隣の国と友好関係にあり、いかなる国からの脅威も感じていないので、相互援助条約を必要としないむねを指摘することによって、〔ソ連の〕要請を丁重にかつ断固として拒絶する機会が存在するかも知れないと思われる。

アメリカとしては、かりにフィンランドが〔ソ連の〕要請を拒絶したことで一層のソ連の圧力を受けて苦境に陥ることがあれば、アメリカその他の西側民主主義諸国が、戦争にいたらない限りのあらゆる手段、とりわけ、正当に選挙された議会が要請を拒絶しているからにはフィンランド人は応諾する義務をもたないという主義で、非常に強硬なやり方で国際連合に提訴することによって、フィンランドを後押しする用意があるむねを、フィンランド人に保障すべきである。この関連でイランの例を引いてもよいであろう。アメリカはまた、ERP〔ヨーロッパ復興計画〕とか輸出入銀行などをつうじてフィンランドをさらに援助する覚悟があるべきである。国連でフィンランドを支援するにあたっては、1939年に相互援助条約を締結したバルト諸国に何が起り、また30年代初めにリトヴィノフ不可侵協約に調印した国々に何が生じたかを例に引くこともできるであろう。フィンランドは、1939年に同じような相互援助条約の調印を拒むことによって、少なくとも独立を維持することに成功した。……」⁹⁹⁾

この意見具申電報の後半の部分を読むと、現役の軍人として中将の肩書をもち、大戦中はアイゼンハワー司令部の参謀長であったスミスが、フィンランドにたいするこの対ソ強硬態度勧告提案の背景に何を意図していたかが明らかとなる。スミス大使の見解によれば、たとえ国連が不決断であったとしても、「国連内外でのソ連の理性的な行動に期待することがいかに無益かを示し」、ソ連と対決する「唯一の機会」として西側同盟などの結

97) The Minister in Finland (Warren) to the Secretary of State, Feb. 27, 1948, *F. R. U. S., 1948, IV*, pp. 764-765.

98) The Minister in Finland (Warren) to the Secretary of State, Feb. 28, 1948, *F. R. U. S., IV*, pp. 765-766.

99) The Ambassador in the Soviet Union (Smith) to the Secretary of State, Mar. 1, 1948, *F. R. U. S., 1948, IV*, p. 766.

びつきを強化することが、ソ連の一国一国を狙いうちしていく「野蛮な侵略的膨張を防ぐ手だてであった。そればかりでなく、チェコスロヴァキアやフィンランドにたいするソ連の動きの重大さをアメリカ議会に知らせることによって、「一般軍事訓練法と陸・海とくに空軍の建設計画の審議と採択を早めることになる」ことを期待していた。なぜなら、この種の措置のみが「ソ連の理解する唯一の言葉」であったからである。このやや以前、2月25日には、チェコスロヴァキアで、共産党による警察人事の独占に抗議して非共産党系閣僚が辞表を提出したことに端を発する政変が発生し、2月25日共産党を中核的勢力とする新ゴットヴァルト内閣が成立する事態に結果し、西側諸国のあいだでは、つぎにはフィンランド、さらにはノルウェーがソ連の勢力圏にのみこまれるものと予想して、にわかには警戒心を高めつつあった。スミスのフィンランドに関する意見具申もこうした背景のもとに行なわれたことはいうまでもない。またこのアメリカ國務省がいかにかこの具申に急速に反応したかは、スミスの電報が3月1日午前中にワシントンに到着した¹⁰⁰⁾にもかかわらず、同日午後6時には早くも、スミスの見解を取入れた國務長官マーシャルの在フィンランド公使館あて訓電が打たれていることに、よく表われている。この訓令を全文引用すれば、つぎの如くである。

「(極秘公使親展) 情勢変化のないかぎり、つぎの方針に沿ってただちに外務大臣に接触されたい。

アメリカ政府は深い関心をもってフィンランド—ソ連関係の最近の展開を見守っていると伝えられたい。アメリカ政府は提案されたソ連との協定について何らの意見を表明する立場にはないが、フィンランド政府が現下の状況を明らかにするうえで提供されんと欲するようないかなる情報にも関心をもっている。アメリカは対フィンランド講和条約の調停には加わっていないが、アメリカ政府としてはフィンランドの国家的全体性と独立の維持に関心を有するものである。このことに関連して貴下〔ウォレン〕は、まったく非公式なかたちかたまたまの質問をよそおって、フィンランドが国連加盟国ではないにしても、かりにフィンランド政府が自国の国益に従って行なった決定の結果フィンランドの国家的独立と領土的全体性が一定の脅威あるいは軍事的威嚇を受けたと感じた場合には、国連憲章第35条によって国連安全保障理事会にそれを提訴する道が開けていることをフィンランド政府が考慮にいれているかどうか、尋ねられたい。こうした談合の中で、貴下は、かりに事態がそのように発展した場合、アメリカ政府が軍事力の脅威に直面したいかなる国の訴えも国連において支持することは疑いない、とつけ加えて差支えない。

貴下は、国連での支持をこのように保証するに際しては、それが国連憲章の範囲内での行動にかぎられる意味であることを、明確にされたい¹⁰¹⁾。

ここで、さきのスミスの意見具申とこの國務長官訓令を比較してみると、フィンランド政府に国連提訴を勧告している点は共通しており、ハルがスミスの具申の基本的な部分を採用したことは明らかであるが、一方、ユリタロが回顧録の中で「妥協」(compromissi)と

100) Ylitalo, *mt.*, s. 211.

101) The Secretary of State to the Legation in Finland, Mar. 1, 1948, *F. R. U. S.*, 1948, IV, p. 767.

表現しているように、アメリカ政府はフィンランド政府への申入れにあたって公式的な形式を避けるという慎重な配慮をしていることが窺われる。またその申入れの調子は、スミスの構想よりは一段と押えられたものになっている。しかし、アメリカ政府がフィンランド支持を阻止するうえでの重要な契機と見なしていたことは、たしかである。

さて、このハルの訓令を受けたウォレン公使は、かれ自身がスミスに近い見解を有していたこともあってその執行に意欲的であり¹⁰²⁾、3月2日エンケルと会見し、ソ連提案にたいするフィンランド政府の見解や対応を質すなかで、アメリカ側の意図を伝えることに成功した。ウォレンの國務長官あて報告は述べている。「エンケルが机の上に国連憲章を一部おいていたことから、私はたまたまのかたちで、国連が外部から不可侵権を脅かされている小国の代弁者となりうるし、および憲章第35条のもとで安全保障理事会がそうした状況を問題にすることが可能であると評言した。エンケルがもしフィンランドの不可侵権と独立が脅かされたならば国連に近づくことができるだろうかと質問したので、私は、外からの脅威に直面している国があればアメリカは国連憲章の限度内できっと支援するであろうと答えた。この私の答に感謝するエンケルの眼は涙をたたえていた」¹⁰³⁾。

ところで、アメリカを含む西側諸国とフィンランド政府の接触の動きは、早くもソ連側の察知するところとなり、フィンランド駐在ソ連大使館は、スターリン書簡にたいするパーシキヴィの実質的回答の遅れの問題とからめて、フィンランド側に警告を発してきた。外相エンケルが兄弟を介してフランス公使に伝えたところによると、3月4日に、ソ連公使館新聞担当官は外相秘書にたいしソ連の提案をめぐるフィンランド側での進行状況について質問し、ソ連側はパーシキヴィその他の閣僚が「ソ連にたいする非友好的な目的でアングロサクソン諸国と接触しよう」と企てている」ことに気づいている、と指摘し、ストックホルムとロンドンでのフィンランド公使の活動を例示した。このため外相エンケルは翌日ソ連公使サヴォネコフを呼んで新聞報道官の発言の真意をただすと、サヴォネコフはかれが承知のうえでの発言であることを認め、「粗野かつ不愉快な態度」で「パーシキヴィやその他の閣僚」のそうした接触努力について新聞報道官とほとんど同じ苦情を繰返し、「フィンランドはソ連がそういうことを許すと考えてはならない」と述べたのであった¹⁰⁴⁾。ソ連側がどの程度フィンランドと西側諸国の接触の実態について探知していたかは、この史料からは不明確であるが、ソ連側が、パーシキヴィの実質的回答遅延に焦慮し、かつ西側諸国の支持を受けるための時間稼ぎという強い疑惑を抱いていたことは明らかである。

それでは、以上のような国際的環境のもとで、パーシキヴィは、どのような経緯で3月9日付のスターリンあて書簡を準備していったであろうか。すでに述べたように、パーシキヴィは、国会議員のレベルで各政党がスターリン書簡にたいする対応方針を討議し、その結果を提出するように要請していた。これもユリタロが当時収集した情報にもとづいて

102) ウォレンは「かれの友人で同僚のスミス大使とまったく同意見であった」(Ylitalo, *mt.*, s. 215).

103) The Minister in Finland (Warren) to the Secretary of State, Mar. 2, 1948, *F. R. U. S. IV, 1948, IV*, p. 769.

104) The Minister in Finland (Warren) to the Secretary of State, Mar. 6, 1948, *F. R. U. S., 1948, IV*, pp. 770-771. なお、同史料によれば、エンケルがソ連に非友好的な行為はしていないと主張すると公使は「結果を待とう」と答えて退出した。

回顧録中に述べているところによれば、国会議員らは2月27日に上記の要請を受けてのち、3日間の休暇をはさんで3月2日から各党別に対応方針の討議を開始したのであった。国会に議席をもつ諸政党のうち人民民主同盟は、スターリンの提案を全面的に受け入れる態度を最初から明確にしていた。同党は国会に51議席を有しており、そのうち40議席をフィンランド共産党が占めていた。これ以外の諸政党、すなわち、社会民主党、農民党、連合党、進歩党、スウェーデン系人民党は、相互に連絡をとりあいながら方針決定につとめたが、スターリンの提案を、可能であるならば拒否したいというのが、共通した真意であった¹⁰⁵⁾。

これらのうちまず非社会主義諸党について見るならば、農民党、連合党、進歩党の3党は、3月4日にそれぞれ会合したが、農民党、連合党の中に対ソ交渉には応じようという議員がごく少数いただけで、大部分は条約交渉に応じること自体がフィンランドの独立喪失への第1歩であると考え、強硬態度だけがソ連の脅威にたいして主権を守るための最後の可能性だとしていた。3党は3月5日にいま1度会合したうえで、スターリンの提案を無条件で拒否する方針を決め、これをパーシキヴィに報告した。この決定を3党が下した背後には、西欧諸国の同情だけはえられるであろうという期待や、ソ連がブラッフをかけているかも知れないという推測があったのであろうとユリタロは評している¹⁰⁶⁾。残る非社会主義政党であるスウェーデン系人民党は、交渉には反対しないという態度を決めた¹⁰⁷⁾。

つぎに社会民主党について見ると、非社会主義諸党は同党議員にしきりに働きかけて、条約提案そのものはもとより交渉についても拒絶の態度をとらせようとした¹⁰⁸⁾。しかし、3月4日に開かれた社会民主党の会合では、スターリンが提案している条約の内容について正確な情報がない以上、フィンランドとしては交渉を拒否はできないという方針をまとめ、パーシキヴィに回答した。ただし、「交渉は、わが国民が中立を維持しようと望み、その平和を愛する大部分の人びとがわが国を軍事同盟に結びつけることに反対し、わが国をありうべき国際紛争の外にとどめるために全力をつくしたいと欲しているという基盤から発して交渉に臨むべきである」と述べていた¹⁰⁹⁾。

以上のようにして、パーシキヴィのもとには、200名のフィンランド国会議員中、ソ連の条約提案に明確に賛成したものは人民民主同盟の51名、交渉には賛成したものを含めて条約に明確に反対なものが134名という数字の党別回答書が寄せられたのであった¹¹⁰⁾。それらを3月5日に披見したパーシキヴィは、政府閣僚および助力者たちと協議したうえで、3月9日付でつぎのような書簡をスターリンに送った。

「元帥閣下

2月17日付の私の書簡を補足して貴殿につきのように御通告することを光栄とする。

件の条約を締結するには、フィンランドの国法によれば、国会の支持によらねばなら

105) Ylitalo, *mt.*, s. 244.

106) *Ibid.*, s. 246.

107) *Ibid.*, s. 245.

108) *Ibid.*, s. 245.

109) *Ibid.*

110) *Ibid.*, s. 249.

ない。したがって教府は貴書簡中の提案を国会議員団に予め提示した。

同議員団の審議にゆだねたところ、国会議員の側からは、軍事条約を結ぶことに関し疑惑が表明された。ことに、今次戦争の苦い経験ののちには、フィンランド国民は、国際紛争の圏外にとどまり、かつ講和条約の諸条項を厳格に遵守することにより、フィンランドとソ連間の友好関係を維持し発展させることを、望んでいる。

政府は、手段をつくして、フィンランドとソ連間の良好で信頼にみちた関係を、前進させ発展させようと努力しており、前記交渉を開始する提案に同意する。政府は、条約の実質的内容が交渉においてあらゆる点で自由に検討され決定されることを前提としている。〔圈点一百瀬〕

政府は、交渉がモスクワで行なわれることに同意し、かつ、フィンランド代表団は、3月30日以降の、ソ連政府の御都合よき時に赴く用意のあることを通告する¹¹¹⁾

この書簡は、交渉には応ずるが条約の締結は保証できないという、国会議員の大多数の意向を反映した論旨をもつことが注目されるべきであるが、同時にそうした方針に立つことによって、フィンランド政府の対ソ友好政策、フィンランド外交にたいする議会の民主的統制、議会在代弁する国内世論の軍事条約拒否と中立主義の願望という諸要因を浮び上らせている。このようにしてパーシキヴィは、フィンランド政府の対ソ態度についてはソ連側に疑問の余地を与えず、しかも外交政策決定過程のソ連との非対称を印象づけつつフィンランド国民の意思をソ連側につきつけるという、巧みな外交戦術に出たのである。ところで、このパーシキヴィ書簡の内容確定にあたっては、大統領パーシキヴィと外相エンケルおよび副外相スヴェント (Rheinhold Svento) の間に激しい論議がたたかわされたことを特記しておかなければならない。パーシキヴィは上記書簡中筆者が圈点を付した部分をとくにつけ加えたが¹¹²⁾、エンケルとスヴェントは、3月9日の終日をかけてその部分の削除を進言し、しかもパーシキヴィが頑として聞入れない、という一幕があった。ついでテキストをロシア語に翻訳する段になってスヴェントが、憂慮のあまり当該部分を落とすという大胆な拳に出たところ、パーシキヴィはすさまじく叱責し、訳文にもこれを含めさせた¹¹³⁾。エンケルは、スターリン書簡の処理をめぐる、パーシキヴィの信頼厚い外相として大統領ともっとも密接に協議してきたと思われるが、すでに触れたように、フィンランドの対ソ関係について強いペシミズムにとらわれ、強靱な精神の持主であることを印象づけるパーシキヴィの言動といちじるしい対照をなしていた¹¹⁴⁾。

さて、3月9日付のパーシキヴィ書簡は、3月10日午前サヴォネンコフ公使に手交され、同公使は、3月13日午後4時パーシキヴィを訪れ、1948年3月22日に交渉を開始できるむねのソ連側回答を寄せた¹¹⁵⁾。

111) Heikkilä, *mt.*, ss. 308-309.

112) Ylitalo, *mt.*, s. 250.

113) The Minister in Finland (Warren) to the Secretary of State, Mar. 10, 1948, *F. R. U. S., 1948 IV*, p. 771.

114) 「英、仏の公使は、パーシキヴィが、フィンランド政府の中でソ連にたいして効果的に立向うことのできる唯一の決然たる人である、という点で一致した」(The Minister in Finland (Warren) to the Secretary of State, Feb. 27, 1948, *F. R. U. S., 1948, IV*, p. 765.

115) Ylitalo, *mt.*, ss. 250-241.

一方、フィンランド政府は、3月20日後に出発するモスクワ派遣外交使節人選を行なうとともに、対ソ交渉にあたっての方針を策定することになった。まず前者から見ていくと、3月9日、パーシキヴィは代表団の構成を次のように発表した¹¹⁶⁾。

- 代表団長 首相マウノ・ペッカラ（社会主義統一党）
 副団長 外相カール・エンケル（無所属）
 副団長 副外相レインホルド・スヴェント（社会主義統一党）
 団員 内相ユルヨ・レイノ（人民民主同盟／共産党）
 同 国会外務委員長オンニ・ベルトネン（社会民主党）
 同 国会第1副議長ウルホ・ケッコネン（農民党）
 同 国会議員 J. O. ソエデルイエルク（スウェーデン系人民党）

実は、この人選については、内政面への配慮も行なわれており、その点でとくにパーシキヴィの見解が反映しているのであるが、この点の検討はのちにゆずることとしたい。また、代表団は、同団に同行すべき専門家および随員¹¹⁷⁾の人選を行なった。専門家については、パーシキヴィは国際法の専門家は不用であるとし¹¹⁸⁾、首相ペッカラが軍事専門家としてヘインリクス Heinrichs を提案した。フィンランド軍部における既往の経歴からしてヘインリクスの人選については危ぶむ声が挙ったが、同席者にとって意外にも、内相レイノがこれに支持を与え、決定した¹¹⁹⁾。

さて、上記のように決定された代表にたいする訓令の作成過程については、人選が決定したのち、モスクワでソ連側と交渉にあたるフィンランド派遣使節にたいする訓令が作成されることとなった。この訓令の作成経緯については、審議は参加した1人であるソエデルイエルク J. O. Söderhjelm の回顧録がかなり詳細に述べているので、もっぱらそれに基づいて以下を検討してみることとする。ソエデルイエルクによると、まずパーシキヴィが訓令の要点となるべきものを作成してそれを審議するかたちで訓令が作成された。その審議のあり方についても議論があった¹²⁰⁾が、パーシキヴィがこれをまとめて、代表団および専門家が外交委員使節のための訓令を作成し、これを国会外交委員会にも配布し、しかるのち訓令を政府と大統領が確認する。

さて、その審議の模様であるが、パーシキヴィの原案が代表団と専門家の会合に示された時、ソエデルイエルクの注意をまずひいた点は、フィンランドが「国際法的な意味での中立を望んでいるのではなく、フィンランドがあらゆる局面において諸国家間の紛争の圏外に立つことを望んでいるという点の強調」であったという¹²¹⁾。つまり、ここではたんなる国際法規による戦時中立の概念ではなく、平和時における紛争にたいしても不関与政

116) Ylitalo, mt., s. 251.

117) 随員としては、スオンタウスタ Suontausta を幹事とし、2名の通訳、1名の幹事補佐、それに在モスクワ大使館が当てられた (J. O. Söderhjelm, *Kolme matkaa Moskovaan*, Helsinki: Kirjayhtymä, s. 119).

118) これはイドマン Idman という該当人物を無能と考えたためである (*Ibid.*).

119) この点の検討ものちにゆずる。

120) パーシキヴィは、交渉期間中を含め連日国会外交委員会をつうじて国会に伝えることを提案し、国会外交委員長ベルトネンもまた国会が該問題について外交委員会をつうじて通報を受けるべきことを主張したが、スヴェントは、外交委員会への通知は、具体的な条約か提案が決まり態度決定が必要な段階に限るべきだとした (*Ibid.*, s. 118).

121) *Ibid.*, s. 118.

策をとるといふ、中立主義外交の理念が提示されていたわけである。さらに、ソエデルイエルムが回顧している所によると、パーシキヴィ原案には、「第2点として、条約の内容と性格が、フィンランド領にたいして、あるいはフィンランド領を経由してソ連に加えられる攻撃に限られるべきである、ということが述べられていた。〔その場合には〕フィンランドは自国を守ることを義務であり榮譽とみなすことになっていた。かりにフィンランドの軍事力が充分でなかった場合には、フィンランドの要請によって、ソ連が必要な援助を与えることになっていた」¹²²⁾。この点に関しては、ペルトネンが、これはフィンランドに武器をとることを義務づけるものであり、軍事条約には社会民主党が反対してきたところであると主張した。さらにペルトネンは、ソ連との軍事協力が西側諸国との紛争を惹起する危険があるばかりでなく、西側の信用も失うと述べた。しかし、ペルトネンのこの主張を支持する者はなく、数名は「旅行鞆に軍事条項が入っていなければ、モスクワ旅行はまったく無益となろう」と述べた¹²³⁾。とくに軍事専門家としての立場からヘインリクスは、「ソ連は、いかなる場合にも、フィンランド国境内で行なわれる局地的で一時的に限られた活動を、フィンランドの軍事活動が越えることには関心をもたないであろう」と指摘した。ヘインリクスによれば、かれがむしろ疑問とするのは、ソ連による援助を発動させる権利をフィンランド側が専有している点であって、「ソ連は、何よりも、援助の必要の有無および発動の時期の決定権を握ることに関心をもつ」と考えていた。これらの意見にたいして、原案作成者であるパーシキヴィは、地域的な限定とフィンランド側のイニシアティブの確保に努力すべきだと強調し、かつ、「ソ連が1939年12月2日にクーシネン政府と結んだ条約には、とくにフィンランドを経由した攻撃について語られている」という重要な指摘を行なった¹²⁴⁾。

以上のような討議の結果、パーシキヴィの原案問題点は、基本的にこれと抵触しないかたちで、12から8に整理され、訓令の最終的草案が、大統領、正副両外相、ケッコネン、ソエデルイエルム、専門家メンバーによって決定された¹²⁵⁾。3月12日、準備委員会は会合し、同訓令草案を討議するとともに、スオントウスタと軍関係者が用意した条約案を検討した。8カ条のうちとくに第1、2条に議論が集中し、攻撃が行なわれた場合に「ソ連はフィンランドとの相互了解にもとづき」必要とする援助をフィンランドに与える、という文言中の上記括弧の部分が、自働的な軍事干渉の権利をソ連に与えることになるのではないか、という点が問題となった。さらにまた、ソエデルイエルムの提言にもとづき、ソ連側にフィンランドが隠された意図をもつのではないかといった根拠のない疑念を抱かせないため、ルーマニアおよびハンガリーとソ連の条約の型を可能な限り踏襲した体裁を条約案にととのえさせた¹²⁶⁾。そのうえで、翌3月13日に開かれた会合で、派遣使節への訓令内容がほぼ修正なく確定されたが、同会合では、国会議員団に訓令についての情報を伝えるか否かで議論が混乱し、パーシキヴィ大統領は苛立って議会の機密漏洩の傾向を非難

122) *Ibid.*, s. 120.123) *Ibid.*124) 以上は、*Ibid.*, s. 121.125) *Ibid.*126) *Ibid.*, s. 122.

し、ついには内閣にも国会にも訓令は渡さないと言明する一幕があった¹²⁷⁾。

以上のようにして訓令の中にもりこまれたフィンランド政府の方針は、結局国会外交委員会にのみ伝えられることになり、方針をめぐる同委員会メンバーと代表団との間の質疑応答が、3月15、16、17日の三日間にわたって行なわれた。この情景もソエデルイエルムが回顧録において要約・紹介しているところであるが、一方では、いかなる軍事条約にも反対（進歩党カウッピ Kauppi）、ソ連によるフィンランド援助の文言削除（社会民主党レスキネン Leskinen）といった見解が示され¹²⁸⁾、他方では共産党のリュオマ Mauno Ryömä が訓令はソ連にたいする不信を示しており「フィンランドは攻撃にたいして自衛しようとして欲してすらいない」と不満を表明する¹²⁹⁾ 雰囲気の中では、まとまった結語は出すことが困難だったのであろう、外務委員会は行なわれた討議の議事録を大統領に提出するだけにおわった。ただ、会合の中で、首相ペッカラが、政府の方針が賠償問題にも影響しうるむねの発言をなした¹³⁰⁾ ことが、あたかもソ連側の基地要求も問題となりうるかのような印象を外務委員会の中に与える結果となり、ソエデルイエルムが「私は少なくともそうした要求に反対する」と明言して委員を納得させるという場面も生じたのであった¹³¹⁾。結局、外務委員会の審議によって既定のフィンランド政府の方針が修正されるということではなかったし、委員会としてまとまった意見の表明がなされたわけではないが、少なくとも政府は、訓令内容を外務委員会に伝え、質疑に応じることによって、国民の存在を意識した外交を行なっていることを示し、かつ国民の選良である国会に政府の意図を隈なく説明してこれから始まる重大な外交交渉の国内的基盤を固めたということができるのであろう。さらにまた、ヘルツタ・クーンネンを含むフィンランド共産党指導者も参加する国会外務委員会に訓令内容を伝えたことによって、フィンランド政府の意図があらかじめソ連指導者に伝わるという副次的な効果もあったというべきであろう。

このようなのち、3月17日夜と翌18日に大統領と代表団および専門家の会議が開かれ、交渉に臨んでの最後の詰めが行なわれた。そこでは、フィンランド側が用意する条約草案中のソ連側援助発動の条件に関する文言を、「相互の了解に基づき」から「フィンランドの要請により」へと変更することが決定した¹³²⁾。そのほか、会合では、パーシキヴィが、フィンランドがソ連との条約締結に応ずることによって可能となるかも知れない代償につき、国境、ポルッカラ基地、賠償などにわたって検討した。これは国会外務委員会への説明会の際にも質疑のかたちで出ていた問題である。これにたいし、スヴェント、ソエデルイエルム、ケッコネン、レイノが発言したが、カレリアの国境やポルッカラ基地の問題を持出すことに賛成する意見はなく、ただ賠償問題は出してもよいという意見が支配的であった。パーシキヴィは、代表団の意見が一致するなら賠償問題を出してもよい、という決断を下した¹³³⁾。

127) *Ibid.*, s. 124.

128) *Ibid.*, s. 128.

129) *Ibid.*, s. 127.

130) *Ibid.*, s. 126.

131) *Ibid.*, s. 128.

132) *Ibid.*, s. 130.

133) *Ibid.*, ss. 130-131.